

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、次ページ以降の JIS 案作成対象テーマについて、理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ウェブサイト掲載いたします。

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	C62506	製品の加速試験の方法	Methods for product accelerated testing	<p>製品の評価における加速試験とは、実際の使用環境よりも厳しい条件で試験を行うことにより、試験時間を短縮する技術で、その目的は、製品の設計・試作・製造段階において製品が持つ弱点・欠点の顕在化、故障発生などを早めることによる信頼性特性値の推定、潜在的故障モードの特定、故障メカニズムの解明及びそれらの対策のための期間の短縮である。そのことによって、市場での製品の不具合を未然に防止し、コストの低減や信頼性の高い新製品の速やかな市場に投入が可能となる。</p> <p>2013年の加速試験法の国際標準であるIEC 62506の制定時には、従来の加速試験法に加えて定性的な試験法としてHALT (Highly Accelerated Limit Test:動作限界又は破壊限界までストレスを印加し、製品を強制的に故障させて潜在的な弱点を洗い出す手法)などが規定されたが、2023年の改訂では、さらに、当該試験に関する実施の手順に我が国からの提案が盛り込まれている。最近の市場動向及び情報技術の発展から加速試験の必要性が増しており、中でも印加ストレスがより高いHALT、HASS (Highly Accelerated Stress Screening: 製品に対してストレスを加え、潜在している弱点・欠点を速やかに顕在化させて、初期故障を除去する手法)などが海外で積極的に活用され成果を上げている。一方で、日本では依然としてこれらの加速試験の普及が遅れている。このような実態を鑑みて、有効な加速試験法を国内で広く普及させるためにも、最新の国際規格との整合を早期に図り、当該JISを速やかに制定する必要がある。</p>	この規格の制定によって、国際規格との整合が図られた加速試験の普及促進が可能となり、製品の信頼性評価期間の短縮と高い信頼性の確保との両立、市場不良率の低減、コスト低減に貢献することが可能となる。これらのことから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> 主な規定項目は、次のとおり。 適用範囲 引用規格 用語、定義、記号及び略語 加速試験法の概要 加速試験モデル 製品開発における加速試験戦略 加速試験法の限界 	—	IEC 62506:2023	IDT	<p>第2条の該当号: 4(試験方法)</p> <p>対象事項: 鉱工業品</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、エ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2024年7月
JSA	07 情報	制定	Q42001	情報技術—人工知能—AIマネジメントシステム	Information technology — Artificial intelligence — Management system	<p>この規格は、分野横断的な技術の一つである、人工知能(AI)に関するマネジメントシステムの構築について規定したものである。AI技術は、深層学習のブレイクスルーにより急激に開発が進められ第3次AIブームを引き起こし、最近では生成系AIの社会への浸透により用途が拡大している。各組織のビジネスにおいてAIを活用することがますます加速することは不可避であり、そのためAIに関するマネジメントシステムの構築は組織にとって重要である。</p> <p>また、AI技術が実現する可能性について、技術だけでなく、各国の制度、政策担当者も大きな関心を持たれており、人工知能関連のガイドラインや法令は、EUのレポートによれば600を超えている。一方で、様々なガイドラインなどが乱立している状況でもあり、AI技術に関するマネジメントを実施している組織と宣言しているものの内容は組織間で差があり、当該技術に関する標準的な組織の取組みを記載した文書の作成・維持及びそれに基づく組織運営が喫緊の課題となっている。</p> <p>このような実態を踏まえ、我が国においても国際規格と整合のとれたこの規格を制定する必要がある。</p>	この規格によって、AI技術に関する信頼性の高いマネジメントシステムが構築可能となり、品質の改善、生産性等の向上、産業の合理化に寄与することが期待できる。また、この規格を用いることで、国内外とも整合がとれたAIに関するマネジメントシステムが構築可能となり、相互理解の促進、互換性の確保に寄与することが期待できる。	<ul style="list-style-type: none"> 主な規定項目は、次のとおり。 適用範囲 引用規格 用語及び定義 組織の状況 リーダーシップ 計画 支援 運用 パフォーマンス評価 改善 附属書A 管理目的及び管理策の参考 附属書B AI管理策の実施ガイダンス 	—	ISO/IEC 42001:2023	IDT	<p>第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)</p> <p>対象事項: AIマネジメントシステム</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X0037	情報技術—用語—バイオメトリクス	Information technology - Vocabulary - Biometrics	この規格は、バイオメトリック技術(生体認証技術)の用語について規定するものである。生体認証技術は、従来の企業ユースから、個人ユースに拡がるとともに、スマートフォンのロック解除、銀行や空港、医療機関(病院、薬局)、イベント会場などでの本人確認、店舗での生体認証決済などユースケースが急増している。生体認証技術の国内市場は、2026年には38%増(2021年比)の181億円と拡大が予測され(富士経済調べ)、社会に与える影響も増加している。一方で、バイオメトリクス用語は、ISO/IEC 2382-37:2022にて規定されているが、対応したJISがないため、同じ意味を表す用語がベンダーによって異なる日本語訳で用いられ、ユーザーにおいて混乱が生じたことがある。特に先進的なユースケースにおいて、混乱が生じやすい。異なる日本語訳の使用を是正することで、社会における混乱を解消し、生体認証技術の更なる普及を促進するためにも、本規格の制定が必要である。	本規格を制定することにより、国内市場におけるバイオメトリクス用語の揺れが減り、健全な市場の形成及び拡大が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義	—	ISO/IEC 2382-37:2022	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: バイオメトリクス	法律の目的に適合している。	利点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月
JSA	07 情報	制定	X0061	トラストワージネス—用語	Trustworthiness - Vocabulary	トラストワージネスについては、IoT、人工知能、スマートシティを始めとして国際的にも議論が進んでおり、これらの技術の社会実装の進展に伴ってこの概念の重要性が増していることが想定される。しかし、これらの概念はこれまで大きな議論がされてこなかったこともあり、統一的な定義は利用されてこなかった。このような環境の中、共通して利用できる定義を提供することを目的として、トラストワージネスに関する用語の定義を規定したISO/IEC TS 5723が2022年に制定された。トラストワージネスについては、日本国内でもIoTを始めとして議論がされており、また、DFFT(Data Free Flow with Trust)のコンセプトに基づく“国際データ流通網”など関連する議論も多くあることから、国内での議論において国際規格に整合した統一的な用語及び定義を用いることが重要となっている。ISO/IEC JTC 1では、トラストワージネスに関してWG 11、WG 13、SC 17、SC 38、SC 40、SC 41、SC 42で関連する規格開発が進められている。また、トラスト/トラストワージネスについてはDFFTをはじめとして、世界経済フォーラムなど各所で議論され始めていることもあり、特に用語についてはISO/IEC TS 5723:2022が参照される。ISO/IEC TS 5723:2022と整合の取れた国内での議論を促進するためにも、このJISの制定が必要である。	トラストワージネスに関する用語の技術仕様ISO/IEC TS 5723: 2022の対応JISを提供して利用を促すことにより、トラストワージネス関連用語の使いやすさの向上を図ることができる。また、トラスト/トラストワージネスについての相互理解が確保され、国際貿易の円滑化及び国際協力の促進に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義	—	ISO/IEC TS 5723:2022	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: トラストワージネス	法律の目的に適合している。	利点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	技術仕様書をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(制定)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X20924	モノのインターネット(IoT)及びデジタルツイン用語	Internet of Things (IoT) and digital twin - Vocabulary	この規格は、IoT及びデジタルツイン技術に共通的に用いられる用語について規定したものである。現在の状況では以下のような課題や問題点が存在しているため、国際規格と整合性のあるJISを制定する必要がある。 1. 用語の定義の不統一性 IoT及びデジタルツインは市場で使われ始めているが、関連する用語は関係者が独自に定めた定義で用いられており、一致した定義になっていないことがある。このため、業界内でのコミュニケーション及び技術の共有が困難となり、正確な理解又は円滑な取引が妨げられる場合がある。 2. 国内外におけるサービス提供者の増加 IoT及びデジタルツインの利用は国内外で広まっており、国境を越えたサービス提供が行われている。将来的には市場が更に拡大することが予測されるため、異なる国又は文化の間でのコミュニケーションの増加が想定される。このような状況下では、国内外の事業者又はユーザー間で円滑なサービス提供を実現するために、日本語での用語認識を統一することが重要である。	国際規格に合わせてJISを制定することにより、以下の効果が期待できる。 1. 製品・サービス提供の容易化及び取引の円滑化: 製品又はサービスの提供が容易になり、異なる事業者間での取引の円滑化が期待される。 2. 市場の混乱の防止及び正しい認識の定着: 市場の混乱及び不確実性が解消され、正しい認識が業界内に広まり、市場が健全に発展することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義	—	ISO/IEC 20924:2024	IDT	第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: モノのインターネット及びデジタルツイン	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月
JSA	07 情報	制定	X25019	システム及びソフトウェア技術—システム及びソフトウェアの品質要求及び評価(SQuaRE)—利用時品質モデル	Systems and software engineering — Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) — Quality-in-use model	本規格は、システム及びソフトウェアの利用時品質モデルを規定するものである。 ISO/IEC 25010:2011は、2023年11月の改訂により適用範囲が変更され、規格内に含まれていた利用時品質モデル部分が対応国際規格であるISO/IEC 25019:2023に移行された。 システム及びソフトウェアは現代社会において広く使われており、その効果や影響範囲をシステムの直接利用者だけでなく、組織や公共及び社会全体まで考慮する必要がある。そのため、ISO/IEC 25010:2011の利用時品質モデルでは利害関係者をシステムの直接利用者としていたが、本規格では、組織や公共及び社会全体まで含めるよう拡張して制定された。加えて、近年のICT技術に対応し改良された利用時品質モデルも新たに規定されている。 本規格の基となったJIS X 25010:2013(対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く活用されている。 ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019(本規格)の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、国際規格との整合性の観点、及び技術の実態に即した内容にするため、ISO/IEC 25019を基にJISを制定する必要がある。	ステークホルダー顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェアの品質要求に関する仕様を明確にし、合意形成する活動を効果的に行うためのよりどころとなる。品質要求の仕様化を行う技術者及び組織は、有用な情報を得られる。 システムの効果及び影響を、組織や公共及び社会全体といったように広範囲で取り扱うことができる。 既に改訂された関連する国際規格(SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。 ・温暖化防止や環境汚染防止など環境に悪影響を及ぼす事象の発生を抑制する特性を品質要求として定義でき、環境保全に寄与できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 利用時品質モデル 4.1 一般 4.2 利害関係者 4.3 利用時品質のコンテキスト 4.4 利用時品質モデルの構造 4.5 利用時品質モデルの対象 4.6 利用時品質モデルの利用	—	ISO/IEC 25019	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能) 対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	Q38500	情報技術一組織のITガバナンス (現行名称 情報技術一ITガバナンス)	Information technology Governance of IT for the organization	2015年に制定されたJIS Q 38500を改正する。この規格は、組織の経営陣のため、組織内で効果的、効率的及び受け入れ可能なIT利用に関する原則、モデル、フレームワークを提供したものである。今回のJIS改正の元となるISO/IEC 38500:2024では、2021年にISO 37000(組織のガバナンス)が発行されたことから、組織の活動とITの利活用が効率的に推進できるように、ISO 37000の11の原則に基づく行動、モデル及びフレームワークを導入した。背景には、ITが情報管理を取り扱う部門においてのみ使用されていたが、ITが組織のあらゆる部門に浸透し、DX(digital transformation)などの業務革新の基盤となったという時代の変化がある。よって、JISも国際の動きに併せて、国際規格を元にIDT規格として改正する。(現状のJIS Q 38500:2015はISO/IEC38500:2008をJISの書式に合わせた変則的なMOD規格である。) また、経済産業省のシステム管理基準 監査基準:2023は、ISO/IEC 38500の改訂版に合わせて、ITガバナンスの管理項目を追加し、改訂した。	JIS Q 38500が、ISO 37000と整合したISO/IEC 38500:2024の国際一致規格(IDT)となり、組織やITの管理、評価がISO 37000とも整合された形で行えるようになる。また経済産業省がすでに発行しているシステム管理基準、システム監査基準と協調して、ITガバナンスのJISが国内の経営層に広く普及、活用されることを期待する。	主な改正点は、次のとおり。今回の改正で、次の箇条5から箇条7までの原則、モデル、フレームワークを主に変更する。 ・引用規格(箇条2) 組織のガバナンスを規定したISO 37000:2021を追加する。これにより、2つのガバナンス規格の同一方向性を示す。 ・用語(箇条3) 不要な用語を削除し、ISO 37000の用語を使用する。 ・ITガバナンスの原則(箇条5) ITガバナンスの原則を、ISO/IEC 38500:2015が独自に示していた6項目からISO 37000に整合した11項目にする。 すなわち、現在の6項目一責任、戦略、取得、パフォーマンス、適合、人間行動一から ISO 37000に合わせた11項目一5.2目的、5.価値の生成、5.4戦略、5.5オーバーサイト、5.6アカウンタビリティ、5.7ステークホルダーエンゲージメント、5.8リーダーシップ、5.9データと意思決定、5.10リスクガバナンス、5.11社会的責任、5.12長期的な持続可能性とパフォーマンス一にする。特に、経営者の立場からは、オーバーサイトという考え方が重要になる。 ・ITガバナンスのためのモデル(箇条6) 現在のISO/IEC 38500のE(Evaluate)一D(Direct)一M(Monitor)の三角形のモデルからISO 37000の円形を組み合わせたモデルに差し替える。また、原則の一つの要素であるステークホルダーエンゲージメント(Stakeholder engagement)に対応するタスクとしてステークホルダー対応(Engage stakeholders)を加える。以前は組織の外圧として考えられていたが、組織に関与すべき要素としてステークホルダーを考える。 ・ITガバナンスのフレームワーク(箇条7) 組織のITガバナンスの取り決めが適用される6つの構成要素(Direction, Capability, Policy, Delegation, Performance, Accountability)を含むフレームワークを新たに提示する。 このフレームワークを採用することで、経営陣はITガバナンスを達成する。	ISO/IEC 38500	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、品質) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処 理学会のWG	2024年7月	
JSA	07 情報	改正	X0154	システム及びソフトウェア技術一製品ライフサイクル、利用者及びサービスマネジメントの利用者用情報のためのコンテンツ管理 (現行名称:システム及びソフトウェア技術一製品ライフサイクル、利用者及びサービスマネジメントの文書化のためのコンテンツ管理)	Systems and software engineering – Content management for product life-cycle, user and service management information for users	本規格は、システム及びソフトウェア製品のライフサイクルを通してこれらの製品のための利用者情報の準備のため及びITサービスの管理のために制作されるコンテンツを効率的に作成及び管理するための要求事項を規定している。2015年に対応国際規格の第1版が発行され、2018年に現行JISが制定された。近年のIT技術の急速な発展に伴い対応国際規格において、マイクロコンテンツの作成のための情報、数式及びベクトル図形の記述方法、メタデータ及び分類法によるオブジェクトの分類手法、ウェブフック及びトリガーの利用、SchematoronなどによるXMLのレビュー方法、報告能力の拡張方法、動的なコンテンツ生成方法が追加されるとともに、表題の“文書化”が紙の文書の作成を意図していると捉えられていたことから、電子的な媒体をも含めた広い意味での“利用者用情報”に拡張され、2023年に第2版が発行された。対応国際規格ISO/IEC/IEEE 26531の改訂に伴い旧版が廃止されたことから、現行JISの対応国際規格のIDTとしての整合を保つため及び現在の技術水準に追隨するために改正する必要がある。	システム及びソフトウェア製品の利用者用情報は、近年のIT環境の急速な変化に伴い紙の文書からデジタル情報への移行が進むとともに、製品の改良、更新などの変更に伴う利用者用情報の即時的な更新が必要となっている。この要求に答えるために、本規格で規定しているCCMS(構成要素コンテンツ管理システム)を利用すれば、単一源の粒度の小さな情報から、多種多様な出力を自動的に生成することができ、利用者用情報の即時的な更新に直ちに対応できることから、IT関連の業界にとどまらず多くの企業での利用が期待される。現行JISの規定に加え、本規格で追加している内容はさらに動的で効率的な利用者用情報の生成を目指していることから、常に最新な状態に更新される利用者用情報のWebによる提供など、新たな利用形態の浸透が期待できる。	主な改正点は、次のとおり。ISO/IEC専門業務用指針の変更に伴う箇条構成の変更に対応するとともに、技術進歩に伴う規定事項の変更を行なっていて、主な改正点は次のとおり。 ・現行JISでの用語“利用者用文書”に対応する対応国際規格の用語が“利用者用情報”に変更されたことから、文書全体を通して変更する。 ・用語の変化に対応して用語及び定義において6語を削除し、4語を追加する。 ・CCMSの開発及び実装は、箇条の題目を変更し、内容を簡略化する。 ・CCMSの実装のためのプロジェクト計画には、レビューの自動化補助を追加する。 ・コンテンツの作成には、マイクロコンテンツの作成を追加する。 ・CCMSの規定事項について、 一執筆インターフェース、科学表記及びベクターグラフィックス、リンク管理及びワークフローにおける報告機能を追加する。 一特定な利用者に対応した利用者用情報を作成するための、コンテンツの動的発行の重要性を指摘して推奨事項を規定する。 一対話的な利用者用情報を実現するための、システム内部又は外部からプロセスを起動する機構としてのウェブフック及びトリガーを追加する。	ISO/IEC/IEEE 26531:2023	IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の作成方法、使用方法) 対象事項: 利用者用情報 (使用説明、設計情報等)	法律の目的に適合している。	利点: ア、カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処 理学会のWG	2024年7月	

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0170	システムライフサイクルプロセス	Systems and software engineering – System life cycle processes	システムライフサイクルプロセスは、システム の概念段階から廃棄段階までのライフサイクルにわたる取得・供給・開発・運用・保守に関する組織的活動や技術及び技術管理面で適用するプロセスの構成や定義を規定するものである。国際的に共通化して用いる規格となっており、現在、情報通信、交通・航空宇宙、社会インフラの分野など広範囲の産業分野で用いられている。さらに、様々なシステム及び製品を相互に接続・統合したシステム オープン システムズとすることなどによって、多様化してきたシステムが増してきており、その状況に応じてシステムライフサイクルプロセスを適用する方法を含めるように対応国際規格は改訂されている。同様の状況を踏まえてJISも改正する必要がある。	この改正によって多様化してきたシステムにもシステムライフサイクルプロセスが適用できるようになり、広い産業分野で多くの組織やプロジェクト、取引におけるシステム及びサービスで適用される開発・運用・保守・廃棄活動を相互にさらに整合して連携できるようになることで、システムや作業の品質や生産性を向上させる、より効果的で効率的なシステムエンジニアリング活動が促進されると期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・基本概念及び適用に関する箇条5(5.4)において、増しつある新しい構成をもった主要なシステムとして位置付けるため、主に分類例だけを附属書で紹介していたシステム オープン システムズについて、システム及びライフサイクルプロセスの概念の捉え方及び適用指針の提示を本文に追加 ・システム製品を個々でなく共通した構成要素群をもつ製品シリーズとして開発する、プロダクトラインエンジニアリング手法を用いた開発が増加しているため、箇条6内の注記で注意を促すに留めていたが、箇条5(5.2.5)としてライフサイクルプロセスの適用指針の提示を新規に追加 ・システムライフサイクルプロセス内でアシュアランスケースを適用して、プロセス面から特定の重要な品質特性の達成根拠を提示できることを明示するため、箇条6注記内の関連規格のアシュアランスシリーズへの言及にとどまっていたが、手法適用との関係づけの箇条5(5.10)を新設して記載補強 ・要件、アーキテクチャを定義された記述法でモデル化し、シミュレーションなどを用いて設計、検証、妥当性確認する、モデルベースエンジニアリング手法を用いて開発するケースが増しているため、附属書内(Annex D)にシステムライフサイクルプロセスとの対応付けと長所の提示を新規追加 ・箇条6の各プロセス内のプロセス目的、成果、アクティビティ、タスク、注記の見直し(注意喚起事項の補強、理解性の向上、関連するアーキテクチャに関する規格の更新との整合性向上など)	—	ISO/IEC/IEEE 15288:2023	IDT	第2条の該当号: 2(生産に関する作業方法) 対象事項: システム製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月
JSA	07 情報	改正	X6305-1	カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法—第1部:一般的特性(現行名称:識別カードの試験方法—第1部:一般的特性)	Cards and security devices for personal identification – Test methods – Part 1: General characteristics (現行名称: Identification cards – Test methods – Part 1: General characteristics)	この規格はJIS X 6301に基づく識別カードの特性試験方法を規定している。対応国際規格の2020年の改訂においてクレジットカード、キャッシュカード等で広く利用されているID-1カードについての、動的曲げ力試験の技術的な内容と不透過度試験の試験結果の報告内容の変更、ICカードの電気的特性に関する試験方法の追加などの変更が行われまた規格名称も変更された。特に動的曲げ力試験で使用する試験機の変更は、カードの試験方法の互換性を確保する上で重要な規定項目であり、速やかに対応国際規格との整合性を図る必要がある。これらの理由よりカードの品質の国際的な互換性を維持することを目的とした改正が必要である。	この規格を改正することで、国内の製造業者がカードに要求される品質とその試験方法に対する理解を深めることができ、品質及び互換性の確保及び向上が期待できる。また、利用者へ、より高品質で国際的な互換性をもつカードを提供することが可能となる。	主な改正点は、次のとおり。 ・規格名称を現行の“識別カードの試験方法”から“カード及び個人識別用セキュリティデバイスの試験方法”に変更。 ・用語(箇条3)ICカードの電気的特性に関する用語及び略語を追加。 ・Test methods for ICCs(箇条6)ICカードの物理及び電気的特性に関する試験方法を追加。 ・“試験方法”において、次の変更を行う。 - 耐紫外線性(箇条5)を削除。 - 耐静的磁性性(箇条5)を削除。 - Peel strength including the edge of the card(箇条5)カードのエッジに対する剥離強度試験を追加。 - 耐化学薬品性(箇条5)短時間試験用及び長期間試験用の溶液一覧表を追加。 - 動的曲げ力(箇条5)試験装置と試験手順を変更し、校正手順を追加。 - 不透過度(箇条5)試験報告書の報告内容を変更。 - 不透過度(箇条5)不透過度の基準カードの調達先の連絡先を変更。 - 試験方法をより理解し易くする目的ですべての図に軽微な修正を加えることで改善。 - ICカードの物理的及び電気的特性に関する試験方法を定めた箇条を追加。	—	ISO/IEC 10373-1:2020 + Amendment 1:2023	IDT	第2条の該当号: 4(鉱工業品に関する試験方法) 対象事項: カード及び個人識別用セキュリティデバイス	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2024年7月

産業標準案作成対象テーマ一覧(改正)

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X25010	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアの品質要求及び評価 (SQuaRE)－製品品質モデル (現行名称:システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価 (SQuaRE)－システム及びソフトウェア品質モデル)	Systems and software engineering – Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) – Product quality model	本規格は、ISO/IEC 25010:2011を基に制定され、システム・ソフトウェアの製品品質モデル及び利用時品質モデルを定めることを目的として作成されたものである。JIS X 25010:2013 (対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く活用されている。しかし、対応国際規格ISO/IEC 25010は、昨今の技術の進歩に対応するために2023年11月に第2版として改訂された。改訂第2版の適用範囲は、製品品質モデルのみとなり、製品品質モデル部分を技術的に改訂するものである。ISO/IEC 25010:2011に含まれていた他の部分は、ISO/IEC 25002:2023 (品質モデルの概要及び使用法)、及びISO/IEC 25019:2023 (利用時品質モデル)に移行された。対応国際規格ISO/IEC 25010の第2版は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 25019の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、対応国際規格との乖離を解消すると共に、技術の実態に即した内容にするため、JISを改正する必要がある。また、同時に発行される関連する規格、ISO/IEC 25002:2023、ISO/IEC 25019:2023のJIS化と合わせて、この規格はJIS改正される必要がある。	ステークホルダー・顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェア等の品質要求に関する仕様を明確にし、合意形成する活動を効果的に行うためのよりどころとなる。近年のICT技術に対応して対象を情報システムまで拡大した製品品質モデルとなっており、システム拡張性やセキュリティへの対策など、安心安全なシステム及びソフトウェアに対する品質要求の仕様化のために、技術者及び組織にとって有用な情報を得られる。既に制定・改正された関連する規格 (SQuaREシリーズ)との整合性を確保でき、システム及びソフトウェア製品の品質に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化に活用できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲は、従来は製品品質と利用時品質としていたが、製品品質だけに変更する。 ・利用時品質モデルは別規格として含まないよう変更する。 ・製品品質モデルの対象は、様々なタイプのICT製品および情報システムに変更し、情報システムを含むように拡張する。 ・製品品質モデルの品質特性及び副特性は、適用範囲の変更、及び、ICTの現状をより良く理解し適合させる目的で変更する。 主な変更点として、品質特性に、安全性を追加、セキュリティに副特性を追加する。 interaction capability, security, 及び flexibilityに副特性を追加する。	—	ISO/IEC 25010	IDT	第2条の該当号: 1 (鉱工業品の品質、性能) 対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2024年7月
JSA	07 情報	改正	X30301	情報及びドキュメンテーション－記録のマネジメントシステム－要求事項	Information and documentation – Management systems for records – Requirements	この規格は、組織の任務、使命、戦略及び目標の達成を支援するために、記録のマネジメントシステム (MSR) が満たすべき要求事項について規定することによって、記録方針及び目標を開発及び実施し、並びにパフォーマンスの測定及び監視に関する情報を提供することを可能としている。前回2023年に、ISO 30301:2019の国際一致規格として制定し、現在に至っている。国際標準化機構 (ISO) では、2021年のISO総会で気候変動に関するロンドン宣言を採択し、マネジメントシステム規格 (MSS) がこれにどのように貢献できるかを検討し、2023年9月のISO/TMB会合で、ISO/IEC 専門業務用指針第1部及び統合版ISO補足指針の附属書SL Appendix 2で定めるMSSのための調和させる構造に、気候変動に関する要求事項を追加することを決定した。さらに、2024年2月にISO 30301:2019を含む31の既存のISOマネジメントシステム規格に対し、この追加を反映するためのAmendmentを一斉発行した。このような状況から、我が国においても国際規格に対応したマネジメントシステムを運用する必要があり、このISOのAmendmentに整合させてJISを改正する必要がある。この規格は、組織の成功のため、他のMSSと組み合わせて用いることがトップマネジメントに推奨されている。国際市場と統合した国内市場の高品質化及び高度化のため、並びにこの規格の重要性及び国内の利用者への影響を考慮すると、国際規格発行にあわせて、JISを改正する必要がある。	この改正によって、国際規格との整合が図られるとともに、気候変動が、組織の目的に関連し、かつ、組織の記録に関するマネジメントシステムの意図した結果を達成する組織の能力に影響を与える可能性のある課題かについて、組織が下した決定が明確になることから、我が国産業界の気候変動への取組みが一層促進されること期待される。	主な改正点は、次のとおり。 ・改訂された国際規格との整合を図り、かつ、組織がマネジメントシステムの有効性の観点から気候変動の課題を考慮することを確実にするよう、組織及びその状況の理解において、気候変動が関連する課題かどうかを組織が決定する旨の要求事項を追加する。	—	ISO 30301:2019, Amd 1:2024	IDT	第2条の該当号: 7 (作成方法) 対象事項: 記録のマネジメントシステム	法律の目的に適合している。	利点: カ 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2024年7月